

平成24年(ネ)第1033号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小林洋一

被控訴人 和泉市

答 弁 書

平成24年6月1日

大阪高等裁判所 第6民事部D係 御中

〒541-0053 大阪府中央区本町3丁目5番7号

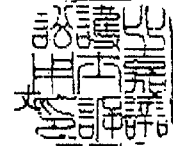
御堂筋本町ビル2階(送達場所)

電話 06-4705-2882

FAX 06-4705-2687

被控訴人訴訟代理人

弁護士 比 嘉 廉



同 比 嘉 邦



同 川 上



同 橋 本 匡



同 酒 井 美



同 勝 谷 沙



## 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
  - 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

## 控訴の理由に対する答弁

- 第1 控訴人が主張する精神的損害は、国家賠償法上保護に値する権利とはいえないこと（争点1）。
- 1 控訴人は、①住民監査請求の制度について、「行政に対する民主的な統制の一手段として住民に公権的地位を認めたもの」であること及び②地方自治法第242条の規定（監査結果を請求人に通知すべきこと及び監査は請求のあった日から60日以内に行わなければならないこと）から、監査請求人は、「適切な時期に監査結果を受ける利益を有するものであり、かつこの利益は請求人の個別的な利益として、国家賠償法上保護されたものというべきである」と主張するが、同主張は失当である。
  - 2 原判決が認めるとおり、「住民監査請求の請求人は、住民全体の利益のために、公益の代表者としての公法上の立場において同請求を行うものであるから、請求人である住民が、監査委員に対して監査及び必要な措置等を求め得る地自治法上の地位は、請求人の私的な権利、利益の保護を目的とするものではなく、公益的かつ公法的なものである。また、監査委員の監査結果等の内容も、請求人の個人的権利又は法的利益に影響を与えるものとはいえない。」というべきである。
  - 3 「適切な時期に監査結果を受ける利益」が監査請求人の個別的な利益として、国家賠償法上保護されたものであるとの被控訴人の主張の根拠として述べる上記①、②の点は、いずれも失当である。

(1) ①について

住民監査請求制度が、「行政に対する民主的な統制の一手段として住民に公権的地位を認めたもの」であることは、むしろ、監査結果を受ける利益が私的な権利又は利益ではなく、公的な権利又は利益であることを意味している。

かかる公的な権利は、国家賠償法上保護された利益とはいえない。

(2) ②について

地方自治法第242条が、監査結果を請求人に通知すべきこととしているのは、監査結果に不服がある請求人に対して同法第242条の2に基づいて住民訴訟を提起する機会を与えるためであって、監査結果を受ける利益を私的な権利又は利益として認めたものではない。

また、監査は請求のあった日から60日以内に行わなければならないとされている点も、住民監査請求が簡易迅速手続であるという住民監査請求制度の本質から定められたものであって、監査結果を受ける利益を私的な権利又は利益として認めたものではない。

以上のとおり地方自治法第242条の上記規定は、監査結果を受ける利益を私的な権利又は利益として認めたものとはいえず、かかる利益は、国家賠償法上保護された利益とはいえない。

第2 監査結果が控訴人に精神的損害を与えたと評価できないこと（争点2）。

控訴人は、本件監査結果が、箕面市の監査結果を丸写しにしたものであるとして、精神的損害を被ったと主張するが、同主張も失当である。

本件監査結果が、箕面市の監査結果を丸写しにしたものではないことについては、原審の答弁書及び被控訴人準備書面（1）で述べたとおりである。

以上